

苫前町介護保険事業計画
苫前町老人保健福祉計画

(平成18年度～平成20年度)

目 次

第1章	基本的事項	1
1	苦前町の概要	1
2	計画作成の趣旨	3
3	計画の性格、法的位置付け	3
4	計画作成の時期、期間及び見直し時期	4
5	計画作成体制と経緯及び作成後の点検体制等	5
第2章	高齢者等の現状	7
1	高齢者等の現状	7
2	高齢者の所得段階別被保険者数の状況	12
第3章	老人保健・福祉サービス等の現状と見込	13
1	老人福祉サービスの現状と見込	13
2	介護予防・生活支援事業	16
3	介護予防・生きがい活動支援事業	19
4	家族介護支援事業	21
5	緊急通報体制整備事業	22
6	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	22
7	老人保健事業	23
第4章	介護保険サービス事業量等の見込	31
1	介護保険制度改正の概要	31
2	地域支援事業の見込み	34
3	介護保険サービス量及び保険給付の見込み	40
第5章	計画推進のための基本的事項の整理	45
1	重点課題に対する取り組み	45
2	計画の進行管理	49
3	サービス種別ごとの目標量確保のための方策	49
4	その他	52
第6章	参考資料等	
◎	苦前町在宅介護支援センター運営協議会名簿	53

第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 苫前町の概要

沿革

苫前町は海岸地域から入植が進んだ町であり、1600年代にこの地方は、トマイ場所と呼ばれ、1700年代後半に交易所が置かれました。町名はアイヌ語の「トマ・オ・マナイ」（エゾエンゴサクの花咲く所の意）に由来しており、ニシン漁業の発達と原野開拓の進展によって人口が急増し、明治13年に苫前他二村戸長役場が置かれてから、その後幾度か地域の変更と村の分合を経て、明治35年に現在の町域をもって苫前村となり、昭和23年10月に町制を施行するに至りました。

位置・自然条件

本町は北海道の北西部、留萌支庁管内のほぼ中央に位置し、東は天塩山脈を境として幌加内町に接し、南は小平町に北は羽幌町にそれぞれ隣接しています。

西は日本海（海岸線 17.3k m²）に面しており、南北 20.8km、東西 48.5km で、町の総面積は 454.52 k m²を有しています。

気候は、日本海に面する地勢のため、対馬暖流の影響が強く、内陸地方に比べ融雪が比較的早く4月中旬頃には農耕が開始されます。冬は強い季節風が吹くことが多いが、日本海を流れる対馬暖流の影響で内陸部より比較的温暖です。

社会的経済条件

本町の生活圈、経済圏の主要交通運輸網は日本海沿岸を南北に国道232号線が縦貫し、東西には国道239号線が横断しています。また国道232号線には定期バスが運行され、道北の中心都市である旭川市及び道都である札幌市への日帰りが可能となっています。

東部奥地一帯は天塩山脈連峰の山岳地帯に町の総面積の80%以上を占める豊かな森林資源地域を有しています。山すそから海岸にかけて広大な沃野が広がり、その中央を古丹別川と、その支流の三毛別川、チエボツナイ川が流れ、平坦地では稲作、高台段丘地では酪農・畑作が進められています。

また、日本海に面して2つの漁港（力屋漁港（第1種）・苫前漁港（第3種））を有しており、沿岸漁業も盛んです。

【位置図】



2 計画作成の趣旨

計画作成の背景

平成12年4月から介護保険制度が施行され、6年が経過しました。本格的な高齢化社会の到来により、本町においても介護を必要とする高齢者は急速に増加し、その程度も重度化・長期化することが予測されます。

また、独居高齢者や老人世帯の増加、本町の産業構成（農業・漁業の家内労働）により家族介護力は弱まり、家族介護者に過重な負担が強いられているため、介護に対する不安は老後の最大要因となっています。

今後、急速に進む高齢化に対応した介護・保健・福祉・医療サービスの充実は急務であり、誰でも気軽に利用できるような地域ケアシステムを確立し、総合的な援助及び中長期的な支援のできる体制の確立を図ることが必要となっています。

計画の基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

1. 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資すること。
2. 高齢者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づいた適切な介護・保健・福祉・医療サービスが総合的かつ効率的に提供される体制を構築すること。
3. 高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援すること。

3 計画の性格、法的位置付け

他計画との関係

老人保健福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ住み続けることができ、要介護状態になることをできる限り防ぐこと、又、要介護状態になっても状態が悪化しないように在宅での生活を継続できることを目的としています。

このためには、高齢者及び中年期等の生涯学習（知識の普及、啓発）、地域で生活するためのバリアフリー思想及び、高齢者等の社会参画等含めた様々な地域計画・まちづくり施策との一体性をもった計画であることが必要です。

法令等の根拠

本計画は、「介護保険法」第117条の規定に基づき、平成14年に策定された「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しであり、以下の事項を定めるものです。

1. 老人保健福祉サービス及び介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量確保のための方策について
2. 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込み量の確保のための方策
3. 指定居宅サービスの事業者、指定介護予防サービスの事業者、指定居宅介護支援、指定介護予防支援の事業を行う者相互の連携の確保に関する事業、その他老人保健福祉サービス及び介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項について
4. その他、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、苫前町が必要と認める事項について

広域市町村の連携

介護保険においては、老人保健福祉サービス及び介護給付等対象サービスの提供に際して十分提供できる体制の確立が必要であることから、在宅・施設サービス共に広域的な連携を図る必要があり、総合的かつ効率的なサービスの提供が充足されなければなりません。

現在は、苫前町・羽幌町・初山別村とともに「留萌中部3町村介護保険事業推進協議会」を設置し、地域の実態に応じたサービス供給の在り方を検討するとともに、要介護認定等の事務処理においても共同処理の推進により迅速な対応及び効率化を図るなど、3町村における情報の共有化を図っているところです。

4 計画作成の時期、期間及び見直し時期

本計画の計画期間は、平成18年4月から平成20年3月までの3カ年とします。

また、3年を1期ごとに計画を見直すことから平成20年度に再度次期計画を見直すこととなっています。

5 計画作成体制と経緯及び作成後の点検体制等

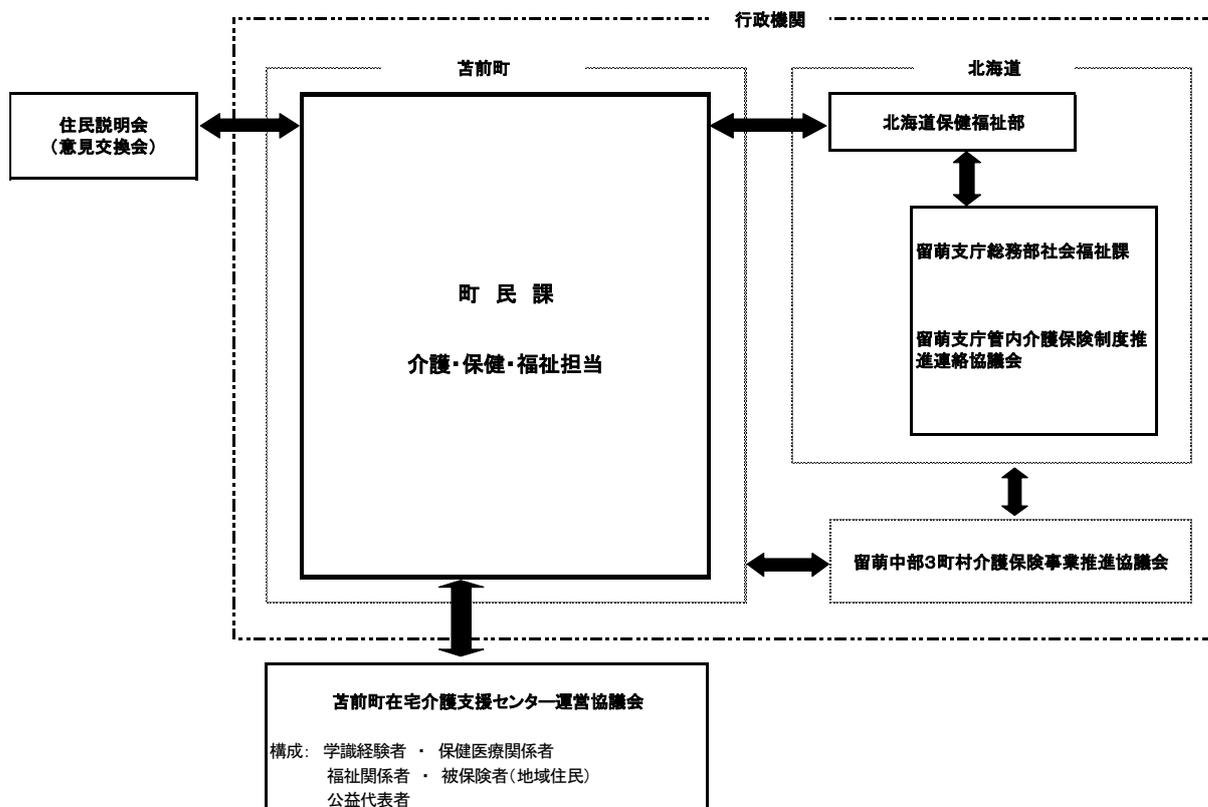
行政機関内部の作成体制

本計画は、老人保健福祉事業及び介護保険事業の運営主管課でもある町民課のほか、関係各課等、関連する部門との密接な連携を図りながら策定しました。

計画策定委員会等の設置状況

老人保健福祉事業及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本町の事業が展開されているため、行政機関だけではなく、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（地域住民）代表が参加している「苫前町在宅介護支援センター運営協議会」を事業計画策定員会とし、計画を策定しました

【計画策定体制図】



作成の経過

本事業計画策定に関する経過は以下のとおりです。

平成 17 年 8 月 第 1 回 苫前町在宅介護支援センター運営協議会

平成 18 年 2 月 苫前町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に関する住民意見交換会

平成 18 年 2 月 第 2 回 苫前町在宅介護支援センター運営協議会

作成後の点検方法

老人保健福祉計画は高齢者全体の保健福祉サービスの推進を図るものであり、介護保険事業計画は、虚弱高齢者に係る地域支援事業並びに要介護者等に係る介護保険サービス（在宅・施設サービス等）の提供体制、保険給付に係る費用の状況を勘案するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るものであります。

このため、計画策定後 3 年を目途に、以下の視点から点検を行うこととします。

1. 虚弱高齢者の特定が適正に行われているか。
2. 地域支援事業が適正に実施されているか。
3. 要介護認定は適正に行われているか。
4. 介護保険給付は適正に行われているか。
5. 老人保健福祉サービス及び介護保険給付等対象サービスの提供は、効果的・効率的に行われているか。

住民の理解並びに、施策や事業等の周知

今後とも老人保健福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するために町民の理解と協力が不可欠であります。

このため本町では、高齢者をはじめ広く一般町民に対し、広報やパンフレット等を通じて、介護保険制度並びに老人保健福祉の趣旨の普及・啓発及び情報提供に努めるとともに、各町内会や各老人クラブなどグループ単位での説明会を実施するなど、誰でも気軽に相談できるよう配慮しました。

第 2 章

高齢者等の現状

第2章 高齢者等の現状

1 高齢者等の現状

(1) 人口推移

本町の人口構造は、下記の表のAに示すとおり、総人口は減少しています。介護保険第1号被保険者（65歳以上）に該当する方の総人口に対する比率は、昭和50年時点では10.73%でありましたが平成17年には33.65%と、3人に1人が65歳以上という状況であります。

また、65歳以上人口において、全国並びに北海道との比較においても、本町は急速に高齢化が進んでいる実態にあります。

【苫前町人口推移：S50～H17.12】

(単位：人)

		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17.12
総人口	A	7,174	6,528	5,748	5,251	4,868	4,645	4,119
40～64歳	B	2,414	2,421	2,238	2,085	1,861	1,546	1,320
65歳～69歳	C	315	317	297	358	388	401	336
70歳～74歳	D	220	258	263	267	314	345	369
前期高齢者計	E(C+D)	535	575	560	625	702	746	705
前期高齢者比率	E/A	7.46%	8.81%	9.74%	11.90%	14.42%	16.06%	17.12%
75歳～79歳	F	147	161	193	211	244	265	292
80歳～84歳	G	57	80	97	138	150	181	212
85歳以上	H	31	39	47	86	113	127	177
後期高齢者計	I(F+G+H)	235	280	337	435	507	573	681
後期高齢者比率	I/A	3.28%	4.29%	5.86%	8.28%	10.41%	12.34%	16.53%
65歳以上人口計		770	855	897	1,060	1,209	1,319	1,386
高齢者比率	J/A	10.73%	13.10%	15.61%	20.19%	24.84%	28.40%	33.65%

(S50～H12国勢調査、H17住民基本台帳より)

【全国全道人口推移：S50～H12】

(単位：人)

		S50	S55	S60	H2	H7	H12
北海道全体	K	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062
65歳以上人口	L	366,651	451,727	549,487	674,881	844,927	1,031,552
高齢者比率	L/K	6.87%	8.10%		11.96%	14.84%	18.15%
全国	M	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843
66歳以上人口	N	8,865,429	10,647,356	12,468,343	14,894,595	18,260,822	22,005,152
高齢者比率	N/M	7.92%	9.10%	10.30%	12.05%	14.54%	17.34%

(国勢調査結果より)

(2) 高齢者の受診状況

本町における高齢者の受診状況は、以下の表のとおりとなっています。月平均受診率は116.21件／百人、1件当たりの日数は3.20日、1日当たり診療費は13,923円となっています。

【受診状況】

区 分	月平均受診率 (100人あたり件数)		1件当たり日数 (日)		1日当たり診療費 (円)	
	苫前町	全道	苫前町	全道	苫前町	全道
入院	8.59	8.85	17.1	20.04	21,694	22,200
入院外	99.13	130.62	2.01	2.14	8,921	7,619
歯科	8.49	10.37	3.01	2.82	8,261	8,081
計	116.21	149.84	3.20	3.25	13,923	12,961

(平成15年度北海道老人医療事業年報)

(3) 高齢者の疾病構造

本町の高齢者（国民健康保険被保険者 65歳以上）における主要な疾病構造の上位は、以下の表のようになっています。

【疾病構造：65歳以上全体】

	第1位			第2位			第3位		
	疾病名	件数 (件)	構造割合 (%)	疾病名	件数 (件)	構造割合 (%)	疾病名	件数 (件)	構造割合 (%)
65歳以上	循環器の疾病	402	31.90	消化系の疾病	181	14.40	筋骨各系結合組織の疾患	135	10.71

(平成16年5月診疾病分類別統計表より)

(4) 高齢者のいる世帯の状況

本町における高齢者のいる世帯の状況は、下記の表のとおりであり、平成12年度で総世帯数1,745世帯に対し、65歳以上の親族のいる世帯は886世帯と、2件に1件(50.77%)となっています。また、本町と全道(30.50%)、全国(32.16%)と比較しても大きく上回っている状況です。また、本町の約3件に1件は「夫婦のみ世帯」か「単身世帯」となっています。

【世帯の状況：S55～H12推移】

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H12全道	H12全国
総世帯数A (世帯)	1,932	1,918	1,813	1,734	1,745	2,277,968	46,782,383
65歳以上の親族のいる世帯数B (世帯)	646	680	733	826	886	694,875	15,044,608
総世帯に占める割合B/A (%)	33.44%	35.45%	40.43%	47.64%	50.77%	30.50%	32.16%
夫婦のみ世帯数C (世帯)	136	170	211	255	295	225,521	3,661,271
総世帯に占める割合占める割合C/A (%)	7.04%	8.86%	11.64%	14.71%	16.91%	9.90%	7.83%
65歳以上世帯に占める割合C/B (%)	21.05%	25.00%	28.79%	30.87%	33.30%	32.45%	24.34%
単身世帯数D (世帯)	67	105	121	165	214	168,338	3,032,140
総世帯に占める割合占める割合D/A (%)	3.47%	5.47%	6.67%	9.52%	12.26%	7.39%	6.48%
65歳以上世帯に占める割合D/B (%)	10.37%	15.44%	16.51%	19.98%	24.15%	24.23%	20.15%
その他E (世帯)	443	405	401	406	377	301,016	8,351,197
総世帯に占める割合占める割合E/A (%)	22.93%	21.12%	22.12%	23.41%	21.60%	13.21%	17.85%
65歳以上世帯に占める割合E/B (%)	68.58%	59.56%	54.71%	49.15%	42.55%	43.32%	55.51%

(国勢調査より)

(5) 高齢者のいる世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯の住居の状況は、下記の表のとおりです。65歳以上の親族のいる一般世帯数のうち、「持ち家」は772世帯(87.13%)と大半を占め、続いて「公営・公団・公社の借家」が93世帯(10.50%)となっています。

【高齢者の住居状況】

区 分	H2		H7		H12		H12全道	
	(世帯)	構成比 (%)	(世帯)	構成比 (%)	(世帯)	構成比 (%)	(世帯)	構成比 (%)
65歳以上の親族のいる一般世帯数	733	100.00%	826	100.00%	886	100.00%	692,504	100.00%
持ち家	666	90.86%	729	88.26%	772	87.13%	550,634	79.51%
公営・公団・公社の借家	56	7.64%	77	9.32%	93	10.50%	54,683	7.90%
民営の借家	8	1.09%	7	0.85%	5	0.56%	3,109	0.45%
その他	3	0.41%	13	1.57%	16	1.81%	84,078	12.14%

(国勢調査より)

(6) 高齢者の就業の状況

本町における高齢者の就業状況は下記の表に示すとおりであり、高齢者全体の就業割合は「未就業者」が924人(70.05%)、「就業者」が395人(29.95%)となっています。

男女別では、男性は「建設業」71人(29.34%)、「農業」63人(26.03%)と多く、女性では「農業」57人(37.25%)、「漁業」38人(24.84%)という状況となっています。

【高齢者の就業状況：男女別】

区分	未就業者		就業者	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
男	325	24.64%	242	18.35%
女	599	45.41%	153	11.60%
合計	924	70.05%	395	29.95%
参考(H7)	839	69.40%	370	30.60%

【高齢者の就業状況2：業種別】

業種	男		女		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
農業	63	26.03%	57	37.25%	120	30.38%
林業	5	2.07%	1	0.65%	6	1.52%
漁業	36	14.88%	38	24.84%	74	18.73%
建設業	71	29.34%	6	3.92%	77	19.49%
鉱業	1	0.41%	0	0.00%	1	0.25%
製造業	11	4.55%	11	7.19%	22	5.57%
運輸通信業	1	0.41%	2	1.31%	3	0.76%
卸売小売飲食業	22	9.09%	28	18.30%	50	12.66%
金融保険業	1	0.41%	1	0.65%	2	0.51%
サービス業	29	11.98%	9	5.88%	38	9.62%
その他	2	0.83%	0	0.00%	2	0.51%
合計	242	100.00%	153	100.00%	395	100.00%
参考(H7)	244		126		370	

(7) 高齢者の社会参加の状況

本町における健康・福祉活動等の現状は以下のとおりで、様々な団体による活動が行われています。

【老人クラブ】

名 称	活 動 内 容 等
力屋老人クラブ	各種クリーン作戦、スポーツ活動、古切手・リングプル収集 他
上平老人クラブ	同上
港老人クラブ	同上
苫前はまなすクラブ	同上
栄浜老人クラブ	同上
昭和老人クラブ	同上
旭親老人クラブ	同上
香老園老人クラブ	同上
長島老人クラブ	同上
古丹別老人クラブ	同上
九重白葉老人クラブ	同上
三溪溪友会老人クラブ	同上
岩見親和会老人クラブ	同上
東川行楽園老人クラブ	同上
小川老人クラブ	同上

【ボランティア団体等】

名 称	活 動 内 容 等
日赤奉仕団	各種イベントや研修会への参加協力、ふれあい電話サービス
苫前町青年ボランティア連盟	各種イベントや研修参加協力、独居老人住宅除雪
苫前商業高校	独居老人住宅除雪
苫前町無線赤十字奉仕団	イベントへの協力
(株)東北建設	除雪、空き缶収集協力
苫前婦人会	各種イベントへの協力
古丹別婦人会	各種イベントへの協力

【その他健康・福祉活動】

名 称	活 動 内 容 等
苫前町健康づくり推進協議会	研修会・講演会等の開催、各種健康診断の受診勧奨等地域実践活動、健康づくり対策への協力 他
苫前町食生活推進協議会	研修会の開催、改善活動の普及・啓蒙、調査研究
苫前町民生委員協議会	住民福祉における相談指導活動、関係行政機関に対する協力活動、援助を必要とする個々の生活実態やニーズの把握

2 高齢者の所得段階別被保険者数の状況

本町における高齢者（第1号被保険者：65歳以上の方）の所得段階別被保険者数の状況については下記の表のとおりとなっています。

【所得段階別被保険者数等の現状】

区 分		平成15年 (実績)		平成16年 (実績)		H15 全国
		人数	割合	人数	割合	割合
第 1 号 被 保 険 者	【第1段階】 生活保護、老齢福祉年金受給者	人 36	% 2.6	人 34	割合 2.5	割合 2.2
	【第2段階】 住民税非課税(世帯)	人 651	% 46.8	人 668	割合 48.3	割合 33.7
	【第3段階】 住民税非課税(本人)	人 460	% 33.1	人 442	割合 31.9	割合 37.9
	【第4段階】 住民税課税(合計所得200万未満)	人 124	% 8.9	人 135	割合 9.8	割合 13.8
	【第5段階】 住民税課税(合計所得200万以上)	人 120	% 8.6	人 105	割合 7.6	割合 11.7
	【第6段階】 住民税課税(第5段階以上) ※市町村により設定	-	-	-	-	割合 0.7
	計	人 1,391	% 100.0	人 1,384	割合 100.0	割合 100.0

(介護保険事業状況報告年報)

第 3 章

老人保健・福祉サービス等の 現 状 と 見 込 み

第3章 老人保健・福祉サービス等の現状と見込み

1 老人福祉サービスの現状と見込

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームの現状と見込み

本町における養護老人ホームの平成15年から平成17年までの利用実績と今後の利用見込については以下のとおりです。なお、利用者はすべて町外施設です。

なお、見込については身体的、精神的、環境的及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の数を見込むこととしました。

【養護老人ホーム利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数	7人	7人	7人	7人	7人	5人

【養護老人ホーム利用見込】

区 分	調査時点	H18	H19	H20
利用者数	5人	4人	4人	4人

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）の現状と見込

本町における軽費老人ホーム（ケアハウス）の実績は以下のとおりです。

なお、この施設整備に際しては、民間事業者の参入及び近隣町村の動向を検討し進めていきたいと考えています。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数	0人	0人	15人	0人	15人	0人
施設必要数	0	0	1	0	1	0

(3) 高齢者生活センター

高齢者生活福祉センターの現状と見込み

本町における高齢者生活センターの計画及び実績ともにありません。又、見込みについては設定しませんが、ケアハウス等を含めて検討することとします。

(4) 老人福祉センター

老人福祉センターの現状と見込

本町における老人福祉センターのについては、既存の施設（1ヶ所）により対応します。

(5) 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターの現状と見込み

本町における在宅介護支援センターの計画及び実績は以下のとおりです。
本町は、平成19年度に地域包括支援センターを設置予定のため、在宅介護支援センターについては、H18までの設置とします。

【在宅介護支援センター実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
基幹型	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域型						
計	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

【在宅介護支援センター見込】

区 分	調査時点	H18	H19	H20
基幹型	1ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
地域型				
計	1ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

(6) 市町村保健センター

市町村保健センターの現状並びに見込み

保健センターにおいては、地域住民に対する保健活動（健康相談、保健指導及び健康審査等）の保健推進を図る拠点として重要な役割を持ち、老人保健福祉サービス並びに介護保険サービスの円滑な提供を行う活動拠点としての複合施設です。

今後、活動拠点として整備を検討する必要がありますが、現在は本町役場内その機能を有し、各種事業においても、各現有施設の活用を図りながら推進することとします。

(7) 高齢者等グループホームの現状並びに見込

加齢による身体機能等の低下を補うように、共同で生活できるような施設等の整備支援や、近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制等を構築することとし、ケアハウス等を含めて検討することとします。

2 介護予防・生活支援事業

高齢者等の生活支援事業

要支援・要介護者を含めたすべての高齢者に対し、生活するうえで必要な様々な福祉サービスを実施しています。

具体的には以下のようなサービスを実施しています。

(1) 外出支援サービス事業

外出支援サービス事業の現状と見込み

寝たきりまたは車椅子等を利用し、自力で歩行が困難な高齢者等に対し、移送用車両（リフト付車両）を用いて、医療機関までの送迎を実施しています。

平成15・16年度については、利用者が増加傾向にありましたが、平成17年度については、介護保険の訪問介護（通院介助等）の利用により減少傾向にあります。

なお、平成18年度以降の見込については、平成17年度の利用を勘案して以下の表のとおり見込みました。

【外出支援サービス事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数	5人	10人	5人	12人	5人	5人
利用回数	15回	28回	15回	37回	15回	15回

※H17実績については見込

【外出支援サービス事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数	5人	5人	5人
利用回数	15回	15回	15回

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の現状と見込み

高齢者が利用する寝具の衛生管理のための水洗い、及び乾燥消毒車による寝具の乾燥消毒等のサービスを実施しています。実績及び見込は以下の表のとおりです。

【寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数	12人	11人	12人	5人	12人	5人
利用回数	12回	11回	12回	5回	12回	5回

※H17実績については見込

【寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数	5人	5人	5人
利用回数	5回	5回	5回

(3) 軽度生活援助

軽度生活援助事業の現状並びに見込み

① 除雪サービス事業の現状と見込み

除雪サービスについては、日常生活道路の確保を目的とした町内に在住する除雪が必要な高齢者に対して行われるサービスです。平成15年度～17年度にかけてはほぼ計画どおりの利用実績となりました。利用見込についても実績を勘案して以下の表のとおり見込ました。

【除雪サービスの利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数	38人	48人	42人	43人	45人	41人
利用回数	2,400回	2,188回	2,600回	2,567回	2,800回	2,500回

※H17実績については見込

【除雪サービスの利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数	45人	45人	45人
利用回数	2,600回	2,600回	2,600回

②お元気声かけ運動事業の現状と見込み

お元気声かけ運動については、町内のボランティア訪問員が独居高齢者に対し訪問し況の確認及び地域情報の交換等を行っています。利用実績及び見込みは以下の表のとおりとなりました。

【お元気声かけ運動利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数/月	155人	179人	160人	189人	165人	181人
利用回数/月	15回	14回	15回	12回	15回	12回

※H17実績については見込

【お元気声かけ運動利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数/月	185人	190人	195人
利用回数/月	12回	12回	12回

③軽度生活援助事業（生きがいヘルパー）の現状と見込み

軽易な日常生活上の援助を行い、在宅の独居高齢者等の自立した生活の継続を支援、指導を実施しています。

【軽度生活援助事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数/年	10人	13人	12人	10人	12人	8人
利用回数/年	600回	552回	640回	446回	640回	360回

※H17実績については見込

【軽度生活援助事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数/年	5人	5人	5人
利用回数/年	200回	200回	200回

3 介護予防・生きがい活動支援事業

高齢者等の生きがい活動に関する事業

高齢者ができるかぎり要支援、介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れることを目的に以下の事業を実施しています。

(1) 認知症予防・介護事業

認知症予防・介護事業の現状と見込み

軽度の認知症高齢者及びその家族を対象に、認知症予防・介護教室を以下の表のとおり実施しています。

【認知症予防・介護事業の利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数(延べ)	650人	492人	650人	484人	660人	450人
利用回数/年	45回	31回	45回	33回	48回	30回

※H17実績については見込

【認知症予防・介護事業の利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数	450人	450人	450人
利用回数	30回	30回	30回

(2) 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）の現状

独居老人・高齢者のみ世帯等、家に閉じこもりがちな高齢者に対して生きがいデイサービスセンターにおいて、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供しています。今後の利用見込みについては、定員数である70人程度で推移していくと考えられます。

【生きがい活動支援通所事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数／月	70人	74人	70人	66人	70人	60人
利用回数／年	2,700回	2,829回	2,700回	2,519回	2,700回	2,500回

※H17実績については見込

【生きがい活動支援通所事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数／月	70人	70人	70人
利用回数／年	2,500回	2,500回	2,500回

(3) 生活管理指導事業

生活管理指導事業（生きがいヘルパー）の現状並びに見込み

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなどの、社会的適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防するものです。

【生活管理指導員派遣事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者数／月	2人	1人	2人	1人	1人	0人
利用回数／年	40回	4回	40回	3回	24回	0回

※H17実績については見込

【生活管理指導員派遣事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
利用者数／月	2人	2人	2人
利用回数／年	48回	48回	48回

4 家族介護支援事業

(1) 介護用品支給

介護用品支給の現状と見込み

在宅において、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族に対して、身体的、経済的、精神的な軽減を図る目的として、介護に必要な紙おむつやその他介護用品（介護保険対象外）の購入に要する経費の一部を補助しています。

【介護用品の支給実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
対象者数	7人	13人	10人	16人	10人	10人

※H17実績については見込

【介護用品の支給見込】

区 分	H18	H19	H20
対象者数	10人	10人	10人

(2) 家族介護慰労事業

家族介護慰労事業の現状と見込み

家庭において家族等を介護する方に対して、日常の介護の慰労や、精神的・経済的負担の軽減を図るため、家族介護手当を支給しています。

【家族介護慰労事業実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
対象者数	4人	5人	4人	8人	4人	6人

※H17実績については見込

【家族介護慰労事業見込】

区 分	H18	H19	H20
対象者数	6人	6人	6人

5 緊急通報体制整備事業

緊急通報体制等整備事業の現状と見込み

町内における在宅の寝たきりの老人等世帯に対して、緊急通報システムを貸与し、当該世帯における急病やケガ、火災等の緊急時に迅速かつ適切に対応します。

現状では緊急通報システム40台により稼動しているため、見込みについても同数とします。

【緊急通報体制等整備支援事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
設置台数	40台	39台	40台	35台	40台	38台

※H17実績については見込

【緊急通報体制等整備支援事業利用見込】

区 分	H18	H19	H20
設置台数	40台	40台	40台

6 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の現状と見込み

地域の老人クラブの活動機会を利用して、各種プログラムによる健康維持・増進のためのサークル事業を通じて老人医療費軽減のための疾病の早期予防及び治療や重複受診防止などの健康づくり思想の普及を図っています。

計画と実績の乖離については、各地区を4単位で区切り実施したためです。

【高齢者生きがいと健康づくり推進事業利用実績】

区 分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	14回	10回	14回	4回	14回	4回
対象者数(延べ)	350人	198人	350人	114人	350人	117人

※H17実績については見込

【高齢者生きがいと健康づくり推進事業】

区 分	H18	H19	H20
実施回数	4回	4回	4回
対象者数(延べ)	200人	200人	200人

7 老人保健事業

老人保健事業の主な改正事項

平成18年度からの介護保険制度改正に伴い、地域支援事業（65歳以上を対象とした介護予防事業等）が実施されるため、以下のように老人保健事業が変更となります。
（平成18年度以降見込については改正後の見込で作成しています）

共通的事項

- ・健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導等について、介護予防事業の対象となる65歳以上の者については、老人保健事業では実施しない。

健康手帳の交付

- ・目的に「介護予防事業との連携に関すること」を追加。
- ・交付対象に「介護予防事業の参加者」を追加。
- ・様式に「生活機能評価に関する項目にかかるページ」を追加。

健康教育

- ・個別健康教育・集団健康教育は65歳以上の者については老人保健事業では実施しない。
- ・介護家族健康教育は地域支援事業の任意事業において実施可能のため削除

健康相談

- ・重点健康相談は65歳以上の者については老人保健事業では実施しない。
- ・介護家族健康相談は地域支援事業の任意事業において実施可能のため削除
- ・総合健康相談は65歳以上については老人保健事業では実施しない。

健康診査

- ・基本健診の目的に、高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援するという趣旨を追加。
- ・65歳以上の者に対する「生活機能評価に関する項目」を追加。
- ・生活機能評価に関する判定区分を追加。
- ・年間を通じた健診体制を整備。

機能訓練

- ・A型（基本型）は65歳以上については老人保健事業では実施しない。
- ・B型（地域参加型）は地域支援事業の介護予防事業又は任意事業において実施可能のため削除

訪問指導

- ・訪問指導は65歳以上については老人保健事業では実施しない。

※「介護家族健康教育」、「介護家族健康相談」、「機能訓練B型」については老人保健福祉計画に事業量の目標を盛り込むことは不要

(1) 健康手帳の交付

高齢者本人の健康管理に資する観点から、利用者が記入できる健康手帳を交付しています。

(2) 健康教育

①個別健康教育の現状と見込み

基本健康診査の結果から、個別に健康指導の必要のある者に対して個別健康教育を実施しています。なお、H18以降については、本町が実施している糖尿病予防教室の中で重点的に実施する予定です。

【個別健康教育】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
被指導実人数	10人	0人	10人	6人	10人	6人
高血圧	5人	0人	5人	2人	5人	2人
高脂血症	0人	0人	0人	1人	0人	1人
糖尿病	5人	0人	5人	3人	5人	3人
喫煙	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※H17 実績は見込

② 集団健康教育の現状と見込み

歯周疾患、骨粗鬆症、病態別健康教育、薬等の保管方法等、および一般教育について、集団健康教育を実施しています。

※H18以降は65歳以上は含まない

【集団健康教育実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	110回	106回	110回	111回	110回	110回
実施延べ人数	2,050人	1,848人	2,050人	1,443人	2,050人	1,300人

※H17実績は見込

【集団健康教育見込】

	H18	H19	H20
実施回数	45回	45回	45回
実施延べ人数	890人	890人	890人

③ 介護家族健康教育の現状

高齢者を介護する家族介護者に対し、健康教育を実施しました。

【家族健康教育】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	2回	0回	2回	2回	2回	3回

※H17実績は見込

(3) 健康相談

① 重点健康相談の現状と見込み

高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症及び病態別健康相談について、重点健康相談を実施しています。

※H18以降は65歳以上は含まない

【重点健康相談実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	30回	41回	30回	54回	30回	45回
実施延べ人数	280人	347人	280人	380人	280人	350人

※H17実績は見込

【重点健康相談見込】

	H18	H19	H20
実施回数	4回	4回	4回
実施延べ人数	130人	130人	130人

②介護家族健康相談の現状

高齢者を介護する家族に対し、介護家族健康相談を実施しました。

【介護家族健康相談】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	3回
実施延べ人数	15人	12人	15人	7人	20人	15人

※H17実績は見込

③総合健康相談の現状と見込み

これまで一般健康相談として行ってきた事業を継続し、総合健康相談を実施しています。

※H18以降は65歳以上は含まない

【総合健康相談実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施回数	75回	53回	75回	54回	75回	50回
実施延べ人数	735人	425人	735人	380人	735人	360人

※H17実績は見込

【総合健康相談見込】

	H18	H19	H20
実施回数	35回	35回	35回
実施延べ人数	300人	300人	300人

4 健康診査

①基本健康診査の現状と見込み

基本健康診査の実績及び見込みは以下の表のとおりです。

【基本健康診査実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
対象者数	3,200人	3,188人	3,200人	3,180人	3,200人	3,200人
受診者数	800人	1,238人	800人	1,162人	800人	1,100人
受診率	25%	39%	25%	37%	25%	34%

※H17実績は見込

【基本健康診査見込】

	H18	H19	H20
受診者 (受診者／対象者)	15.5%	15.5%	15.5%

②骨粗鬆症検診の現状と見込み

30歳から70歳の女性を対象とした、骨粗鬆症検診を実施しています。

【骨粗鬆症検診実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
利用者(人/年)	100人	48人	100人	48人	120人	50人

※H17実績は見込

【骨粗鬆症検診見込】

	H18	H19	H20
利用者(人/年)	50人	50人	50人

③各種がん検診の現状と見込み

これまで実施されてきた、40歳以上を対象とした、肺がん、大腸がん検診及び30歳以上を対象とした胃がん、30歳以上女性を対象とした乳がん、子宮がん検診の利用実績及び見込みは以下の表のとおりです。

※参考 対象者 胃がん：約3,200名 大腸がん・肺がん：約2,700名

乳がん・子宮がん：約1,700名

【がん検診受診率】

区分	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
胃がん (受診者/対象者)	13.00%	10.70%	13.00%	10.10%	14.00%	18.10%
大腸がん (受診者/対象者)	13.00%	9.80%	13.00%	10.50%	13.00%	14.60%
肺がん (受診者/対象者)	15.00%	12.30%	15.00%	12.00%	18.00%	16.30%
子宮がん (受診者/対象者)	10.00%	11.70%	10.00%	10.50%	10.00%	13.90%
乳がん (受診者/対象者)	8.00%	13.80%	8.00%	15.00%	9.00%	15.00%

※H17実績は見込

【がん検診受診率見込】

区分	H18	H19	H20
胃がん (受診者/対象者)	20.00%	20.00%	20.00%
大腸がん (受診者/対象者)	18.00%	18.00%	18.00%
肺がん (受診者/対象者)	20.00%	20.00%	20.00%
子宮がん (受診者/対象者)	15.00%	15.00%	15.00%
乳がん (受診者/対象者)	16.00%	16.00%	16.00%

(5) 機能訓練

機能訓練B型の現状について

高齢者等が要介護状態となることを予防するため、地域に置ける社会参加に重点をおいた機能訓練B型を実施しています。

【機能訓練B型】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
実施ヶ所	4	4	4	4	5	4
実施回数(回/年)	48回	45回	48回	47回	60回	47回
参加延べ人数	680人	567人	680人	527人	824人	373人

(6) 訪問指導

訪問指導の現状と見込

重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図るため、訪問指導を実施しています。

訪問指導の対象は、健康診査の要指導者等とともに、介護予防の観点から支援が必要な人(独居高齢者、閉じこもり者、寝たきりまたは認知症等で介護保険以外のサービスに係る調整が必要な人等)及び介護に携わる家族です。

※H18以降は65歳以上は含まない

【訪問指導実績】

	H15計画	H15実績	H16計画	H16実績	H17計画	H17実績
訪問実人員(人/年)	70人	105人	70人	52人	80人	43人
訪問回数(回/年)	175回	381回	175回	199回	195回	165回

※H17実績は見込み

【訪問指導見込】

	H18	H19	H20
訪問実人員(人/年)	92人	92人	92人
訪問回数(回/年)	120回	120回	120回

第4章

介護保険サービス等事業量の見込み

第4章 介護保険サービス等事業量の見込み

1 介護保険制度改正の概要

平成12年4月より介護保険制度がスタートし、はや6年が経過しました。しかし、急速な高齢化の進展による要介護認定者数の増加や給付費の増大は、全国的な傾向であり、こういった課題を検証し、国において以下の3つ基本理念を踏まえ改正法が成立しました。「明るく活力ある超高齢化社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」

『改正の柱』

○予防重視型システムへの転換

- ・新予防給付の創設

「新予防給付」は、要介護認定を申請した軽度の人で心身の状態が改善する可能性のある人が対象です。

- ・地域支援事業の創設。

「地域支援事業」は介護が必要になるおそれがあると考えられた人が対象です。

○施設給付（居住費・食費）の見直し

- ・居住費・食費の見直し

在宅と施設では、利用者負担に格差があります。在宅の要介護者の場合、居住費や食費は家族または本人が支払っていますが、施設入所者の場合介護保険からの給付がありました。

- ・低所得者に対する配慮

低所得者については利用者負担の上限額が定められます。市町村民税世帯非課税の人が、低所得者対策の対象となります。

○新たなサービス体系の確立

- ・地域密着型サービスの創設

市町村長が指定・指導・監督権限を持ち、地域に住みだけが利用できるサービスです。例えば「小規模多機能型居宅介護」では、通いを中心として随時、訪問や泊まりを組み合わせたサービスを提供し、在宅での生活を支援します。

- ・地域包括支援センターの創設

地域における総合的なマネジメントを担います。

例：虚弱高齢者への介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業、
家族支援事業（介護方法の指導等）

- ・居住系サービスの充実

「地域介護・福祉空間等整備交付金」が創設され、小規模多機能拠点・介護予防拠点・グループホームなどの整備に利用できるようになりました。

○新たなサービス体系の確立

- ・介護サービス情報の公表

都道府県が実施主体となり、利用者がサービスを選ぶときに必要な情報等をインターネットで公表します。

- ・事業者規制の見直し

都道府県や市町村に指導監督や処分の権限を強め、悪質なサービス事業者を排除します。

- ・ケアマネジメントの見直し

①包括的・継続的ケアマネジメントの強化（地域包括支援センターの創設）

②ケアマネジャーの資質・専門性の向上

研修の義務化・体系化、主任ケアマネジャーの創設

③独立性・中立性の確保

担当件数の見直し、ケアマネジメントプロセスに応じた報酬体系等

○負担の在り方・制度運営の見直し

- ・高齢者の保険料の見直し

現行保険料第2段階が細分化されます。

※市町村民税非課税世帯で年金収入のみで80万円以下

- ・要介護認定の見直し

申請は新設された地域包括支援センターが行います。認定調査は新規の場合市町村が行います。

- ・市町村の保険者機能の強化

○被保険者・受給者の範囲

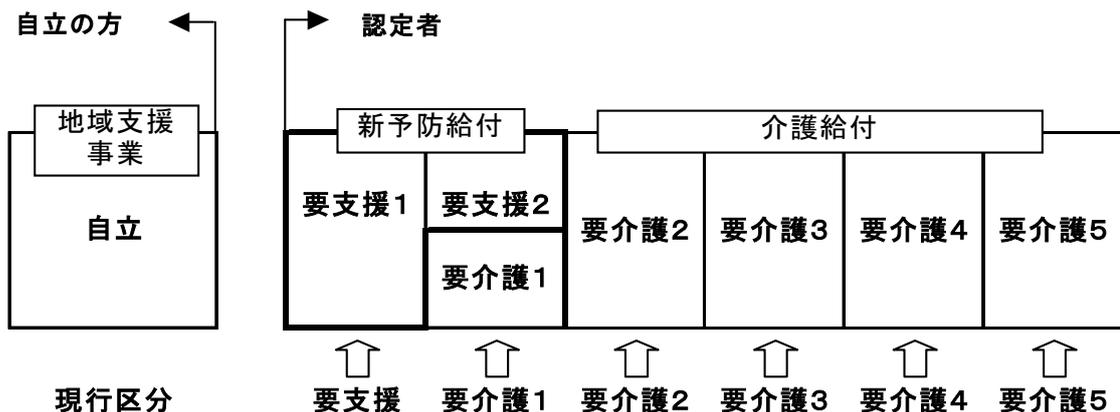
- ・改正法では、被保険者・保険給付を受けられる人の範囲を、社会保障全般の一体的見直しとあわせて検討し、平成 21 年度を目途に必要な措置を講ずるとしてしています。

『改正の主な内容』

○新予防給付の創設

- ・軽度者を対象に、要介護認定者等の軽減、悪化防止に資する新たな予防給付が創設され従来の「要支援」および「要介護 1 のうち予防給付が適当とされた方」に対して、「新予防給付」が提供されます。

ホームヘルプサービスなどの既存メニューは、提供方法や期間などを自立支援の観点から見直した上で、適切なケアマネジメントのもとで利用できます。



○介護予防事業（地域支援事業）の創設

- ・要支援・要介護状態になるおそれのある自立の高齢者を対象とした介護予防事業が「地域支援事業」の一つとして創設され、一部介護保険料を財源に早期の予防に取り組み、将来の介護給付の抑制を図ります。苫前町では既存の保健事業および介護予防事業を見直し、介護保険サービスと一体的に提供できるよう検討しています。

○地域包括支援センターの創設

- ・「総合的な相談窓口機能」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」を担う「地域包括支援センター」が創設されます。※苫前町：平成 19 年度設置予定

2 地域支援事業量の見込み

(1) 地域支援事業の概要

平成18年度より地域支援事業が創設され、要支援、要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることの防止のためのサービスが提供されます。

地域支援事業のうち、介護予防事業では、第1号被保険者（65歳以上）を対象に、要支援・要介護の予防、軽減、悪化防止のためのサービスが提供されます。

なお、地域支援事業のうち、包括的支援事業（総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業）・任意事業（家族介護慰労事業等）は平成18年度については町が責任主体となり実施し、平成19年度より地域包括支援センターが設置される予定となっているため、設置後については地域包括支援センターが実施します。

(2) 地域支援事業の内容

地域支援事業の事業費の一部については介護保険料より賄われることから、下記の事業を対象にしていきます。

- ① 老人保健事業、在宅福祉サービス等の再編による介護予防サービスの実施
機能訓練事業・介護予防教室等を再編していくとともに、介護予防に係る人材育成や支援の強化
- ② 制度運営上の基礎的な負担であるもの、在宅者への支援を行うもの
- ③ 地域包括支援センターが実施する事業及び関連事業

(3) 事業費規模の設定

地域支援事業の事業費規模については、本町において下記の設定としました。

○平成18年度：保険給付費見込額の1.6667%

○平成19年度： ” の2.3%

○平成20年度： “ の3.0%

例：保険給付費3億円 × 2.3% → 690万円（地域支援事業の上限）

国における地域支援事業の方針【参考】

事業の内容

①介護予防事業（必須事業）

- 1) 介護予防スクリーニングの実施（特定高齢者の把握）
- 2) 要支援、要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供（特定高齢者施策）
- 3) 全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者施策）

②包括的支援事業（必須事業）

- 1) 介護予防ケアマネジメント事業（上記①の介護予防サービスの対象者の生活機能等の事前評価、プラン作成、事後評価）
- 2) 総合相談支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- 3) 被保険者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業
- 4) 包括的・継続的マネジメント事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

③任意事業

- 1) 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

財源構成

①介護予防事業

国：25% 道：12.5% 町：12.5% 1号保険料（65歳以上）：19%
2号保険料（40～64歳）：31% ※現行の保険給付と同様の仕組み
※1号保険料19%、2号保険料31%は第3期（H18～20）の数値

②包括的支援事業・任意事業

国：40.5% 道：20.25% 町：20.25% 1号保険料：19%

事業費の上限規模

各年度の保険給付見込額に、下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内。

	18年度	19年度	20年度
地域支援事業	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業等	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

事業の対象者

事業の対象者は、高齢者人口の5%程度とされている（本町では70人程度）。

地域支援事業の主な事業内容【参考】

事業内容				
介護予防事業	介護予防特定高齢者施策	特定高齢者把握事業	生活機能に関する状態の把握(健診) その他(市町村訪問・主治医等からの把握)	
		通所型介護予防事業	運動器の機能向上事業	
			栄養改善事業	個別的栄養相談 集団的栄養教育
			口腔機能の向上事業	
			市町村において効果が認められる事業(独自の形態)	運動器の機能向上に資する事業
		栄養改善に資する事業		
		口腔機能の向上に資する事業		
		うつ予防・支援		
		認知症予防・支援		
		閉じこもり予防・支援		
	訪問型介護予防事業	うつ予防・支援		
		認知症予防・支援		
		閉じこもり予防・支援		
	介護予防特定高齢者施策評価事業			
	介護予防一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業	パンフレット作成・配布	
			講演会等の開催	
			介護予防手帳(仮称)の配布	
			その他	
地域介護予防活動支援事業		ボランティア等人材育成研修 地域活動組織の育成・支援 その他		
介護予防一般高齢者施策評価事業				
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業		地域包括支援センター	
	総合相談支援・権利擁護事業			
	包括的・継続的マネジメント事業			
	運営協議会運営費			
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付費の適正化事業		
		その他事業		
	家族介護支援事業	家族介護教室		
		認知症高齢者見守り事業		
		家族介護継続支援事業		
		その他事業		
	その他事業	成年後見制度利用支援事業		
		福祉用具・住宅改修支援事業		
		地域自立生活支援事業		
		その他事業		

(4) 苫前町地域支援事業の費用額の設定

平成18年度より実施される地域支援事業の費用額の設定については以下の表のとおり設定しました。

区 分	H18	H19	H20
保険給付費見込額	321,821千円	313,716千円	311,855千円
地域支援事業の保険給付費に対する率	1.6667%	2.30%	3.00%
介護予防事業	1.2600%	1.50%	2.00%
包括的支援事業	0.0310%	0.40%	0.50%
任意事業	0.3757%	0.40%	0.50%
地域支援事業の費用額(A+B+C)	5,364千円	7,215千円	9,356千円
介護予防事業(A)	4,055千円	4,706千円	6,238千円
包括的支援事業(B)	100千円	1,255千円	1,559千円
任意事業(C)	1,209千円	1,255千円	1,559千円

(5) 苫前町地域支援事業見込量及び費用額

平成18年度より実施される地域支援事業の見込量及び費用額について以下の表のとおり設定しました。

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	回数・件数 (回・件)	費用額 (千円)	回数・件数 (回・件)	費用額 (千円)	回数・件数 (回・件)	費用額 (千円)	
介護 予 防 事 業	介護予防特定高齢者施策	3,115	3,705	5,188			
	特定高齢者把握事業	800	900	1,000			
	通所型介護予防事業	40	1,895	80	2,265	80	3,648
	訪問型介護予防事業	12	120	24	240	24	240
	介護予防特定高齢者施策評価事業	300	300	300	300		
	介護予防一般高齢者施策	940	1,000	1,050			
	介護予防普及啓発事業	640	700	750			
	地域介護予防活動支援事業	200	200	200			
	介護予防一般高齢者施策評価事業	100	100	100			
	介護予防事業量見込量	4,055	4,705	6,238			
包括的支援事業	100	1,255	1,559				
任意事業	1,209	1,255	1,559				
地域支援事業合計	5,364	7,215	9,356				

(6) 介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計

地域支援事業の実施により、要支援、要介護1になるものが、また、新予防給付の実施により、要介護2～5になる者を下記のとおり見込みました。

【介護予防実施後の認定者数】

区 分	H18	H19	H20
高齢者人口	1,436人	1,444人	1,454人
地域支援事業対象者	65人	73人	85人
対高齢者人口割合	4.5%	4.5%	5.0%
要支援及び要介護1の認定者数 (自然体)	143人	148人	152人
要支援及び要介護1の認定者数 (介護予防後)	143人	140人	148人
要介護2～5の認定者数 (自然体)	114人	118人	122人
要介護2～5の認定者数 (介護予防後)	114人	118人	114人

(7) 介護度別の認定者数の推計

現行要支援の要支援1への移行並びに、現行要介護1の要支援2への振り分けは、更新認定時に行われるため、要支援1・要支援2への移行は順次行われることとなります。

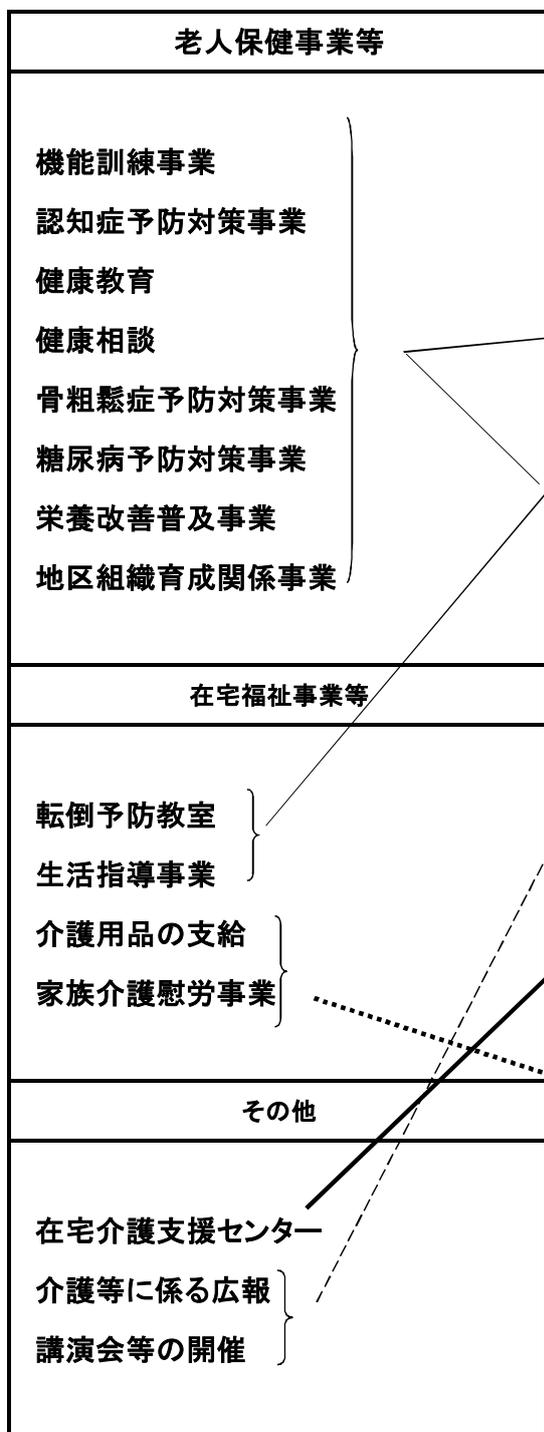
なお、本町における新予防給付（要支援1・要支援2）については、地域包括支援センター設置の関係から、平成19年度から行う予定としており、平成18年度において、現行の要支援者等については「経過的要介護者」として現行の支援サービスを利用する形となります。

【介護度別認定者数】

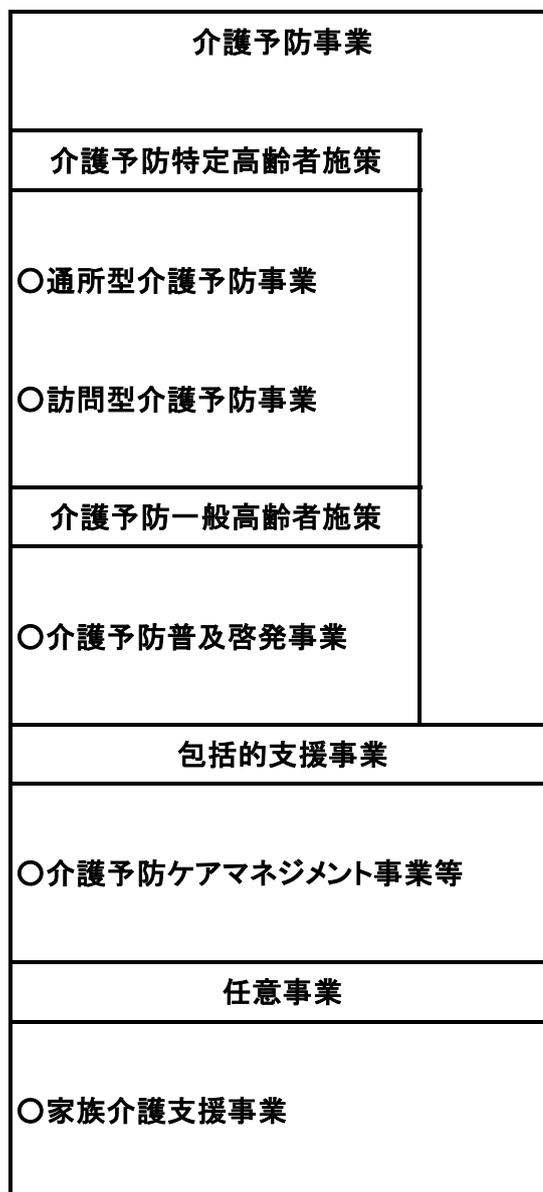
区 分	H18	H19	H20
旧要支援			
要支援1	45人	45人	52人
旧要介護1			
要支援2	0人	39人	39人
要介護1	98人	56人	57人
要介護2	28人	29人	28人
要介護3	27人	28人	27人
要介護4	29人	30人	28人
要介護5	30人	31人	31人
合計	257人	258人	262人

苫前町の介護予防事業等の再編イメージ(案)

【現行事業のイメージ】



【再編後のイメージ】



3 介護保険サービス量及び保険給付の見込み

(1) 高齢者人口の推計

推計にあたっては、過去の男女・年齢階層別人口を基準として、仮定された人口動態や稼働率などをあてはめ人口を推計しました。

【高齢者人口の推計】

対象者区分	H15 (実績)	H16 (実績)	H17	H18	H19	H20	H26
総人口 A	人 4,270	4,152	4,119	4,080	4,012	3,949	3,660
2号被保険者(40~64歳)	1,405	1,364	1,341	1,298	1,251	1,215	1,035
1号被保険者(65歳~) B	人 1,382	1,392	1,415	1,436	1,444	1,454	~ 1,413
65歳~74歳	人 732	730	712	699	674	657	526
75歳以上	人 650	662	703	737	770	797	887
高齢化率(B/A)	32.4%	33.5%	34.4%	35.2%	36.0%	36.8%	38.6%

※H15、H16(実績)については各年度末数値、H17以降は推計値

(2) 要介護認定者等の推計

各年度における要介護認定者等の現状及び推計した結果は以下の表のとおりとなっています。

【要介護認定者(介護予防実施後)の推計】

対象者区分	H15 (実績)	H16 (実績)	H17.12	H18	H19	H20
要支援、要介護者全体	人 234	217	245	257	258	262
出現率 (/65歳以上人口)	% 16.75%	15.62%	17.68%	17.90%	17.87%	18.02%
旧要支援	人 32	34	37	45	45	52
旧要介護1	人 —	—	—	—	39	39
要介護1	100	95	107	98	56	57
要介護2	人 27	18	24	28	29	28
要介護3	人 24	18	22	27	28	27
要介護4	人 17	26	30	29	30	28
要介護5	人 34	26	25	30	31	31

※包括支援センター設置年度:平成19年度

(3) 介護サービス利用量の推計

施設・居住系サービスの実績と推計

本町における施設・居住系サービスについては、町内施設及び近隣市町村の施設整備状況や、利用状況を勘案し、下記の表のとおり利用者数を見込んでいます。

【施設・居住系サービスの利用見込】

(単位:人)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H26
介護保険施設	64	58	59	59	59	59	59
介護老人福祉施設	47	45	46	46	46	46	46
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	15	11	11	11	11	11	11
認知症高齢者グループホーム	0	2	6	6	6	6	6
施設・居住系サービス合計	64	60	65	65	65	65	65

居宅サービスの実績と推計

本町における居宅サービスの推計については、過去3年間のサービス別・要介護度別の利用率及び1人あたりの利用量の実績を基に推計しました。

【居宅サービスの利用見込】

	単位	H15	H16	H17	H18	H19	H20
訪問介護	人/月	53	61	68	72	74	75
	回/年	4,608	5,316	5,905	6,283	6,030	6,080
訪問看護	人/月	10	8	9	10	10	10
	回/年	588	528	630	672	634	611
居宅療養管理指導	人/月	0.2	1	0	0	0	0
	回/年	4	7	0	0	0	0
通所介護	人/月	78	82	89	94	92	93
	回/年	6,792	6,768	6,838	7,292	6,655	6,644
通所リハビリテーション	人/月	0.3	1	1	1	1	1
	回/年	9	12	12	13	13	11

	単位	H15	H16	H17	H18	H19	H20
短期入所生活介護	人／月	5	8	9	10	10	10
	日／年	360	636	754	814	748	717
短期入所療養介護	人／月	0.0	0.1	0	0	0	0
	日／年	0	7	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／月	14	24	28	31	29	27
福祉用具購入	件／月	1	2	2	2	2	2
住宅改修	件／月	1	1	1	1	1	1
居宅介護支援	件／月	110	118	117	117	117	117

※H15、H16は実績 H17以降は見込み

(4) 介護保険給付費の推計

介護給付費の実績と推計

介護保険事業にかかる平成18年度～平成20年度の第1号保険料(65歳以上の方)の算定の基礎となる介護給付費の推計については、現行の介護報酬を基礎に、平成18年度からの介護報酬見直し分を勘案し、平成18年度から20年度までの高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス量の見込等をもとに推計しております。3ヶ年の給付総額は9億5千万程度になる見込です。

【居宅サービス給付費】

(単位:千円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
居宅サービス総給付費	82,250	93,857	109,177	117,973	109,869	108,006
訪問介護	19,950	22,998	27,360	29,021	28,607	28,212
訪問看護	4,462	4,186	5,018	5,333	4,632	4,467
通所介護	51,444	51,509	53,143	56,680	50,411	49,596
通所リハビリテーション	58	99	50	53	53	45
福祉用具貸与	2,395	4,035	4,681	4,994	4,901	4,692
居宅療養管理指導	18	32	0	0	0	0
短期入所	3,264	6,293	5,545	5,996	5,369	5,098
認知症対応型共同生活介護	659	4,705	13,380	15,896	15,896	15,896

※各サービスごとについて端数整理をしているもの

【施設サービス給付費】

(単位:千円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
施設サービス総給付費	226,001	204,462	180,033	165,644	165,644	165,644
介護老人福祉施設	156,717	144,386	132,722	121,169	121,169	121,169
介護老人保健施設	6,908	5,952	4,578	5,404	5,404	5,404
介護療養型医療施設	62,376	54,124	42,733	39,071	39,071	39,071

※各サービスごとについて端数処理をしているもの

【その他費用】

(単位:千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
その他サービス総費用	16,142	17,517	26,415	38,570	38,570	38,570
居宅介護支援	12,751	13,816	13,812	13,812	13,812	13,812
審査支払手数料	391	365	365	361	361	361
福祉用具購入費	345	503	653	647	647	647
住宅改修費	380	928	750	750	750	750
特定入所者介護サービス費	—	—	8,335	20,000	20,000	20,000
高額介護サービス費	2,275	1,905	2,500	3,000	3,000	3,000

※特定入所者介護サービス費については平成17年10月より

【介護及び予防サービス給付費】

(単位:千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
介護・予防サービス総給付費	324,393	315,836	315,625	322,187	314,083	312,220
居宅サービス総給付費	82,250	93,857	109,177	117,973	109,869	108,006
施設サービス総給付費	226,001	204,462	180,033	165,644	165,644	165,644
その他総費用	16,142	17,517	26,415	38,570	38,570	38,570

※各サービスごとについて端数整理をしているもの

(5) 介護費用と負担割

介護保険事業にかかる給付費の財源

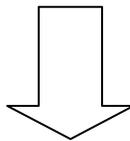
介護サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担となり、残りの9割が介護保険から給付されます。原則として、その財源は法律により規定されており、半分は保険料（第1号被保険者（65歳以上）：19%、第2号被保険者（40～64歳）：31%）、国：25%、道：12.5%、町12.5%の公費で賄っています。したがって介護サービスの利用状況により高齢者の一人当たりの介護保険料が決定されることとなります。

第1号被保険者保険料の段階設定

低所得者への対応、並びに税制改正にともない次のページのような保険料設定となります。

【 現行 第1号被保険者 保険料段階別負担割合】

区 分		負担割合
第1号被保険者	<第1段階> 老齢福祉年金、生活保護の受給者	基準額×0.5
	<第2段階> 住民税非課税(世帯員全員非課税)	基準額×0.75
	<第3段階> 住民税非課税(本人非課税、世帯員課税有)	基準額
	<第4段階> 住民税課税(所得金額200万円未満)	基準額×1.25
	<第5段階> 住民税課税(所得金額200万円以上)	基準額×1.5



【 H18-H20 第1号被保険者 保険料段階別負担割合】

区 分		負担割合
第1号被保険者	<第1段階> 老齢福祉年金、生活保護の受給者	基準額×0.5
	<第2段階> 住民税非課税(年金収入等80万円以下)	基準額×0.5
	<第3段階> 住民税非課税(世帯員全員非課税)	基準額×0.75
	<第4段階> 住民税非課税(本人非課税、世帯員課税有)	基準額
	<第5段階> 住民税課税(所得金額200万円未満)	基準額×1.25
	<第6段階> 住民税課税(所得金額200万円以上)	基準額×1.5

なお、税制改正（老年者非課税措置の廃止）に伴い、保険料に関して激変緩和措置を実施します。

例：第4段階被保険者のうち、税制改正に伴い第1段階から第4段階となった被保険者： 基準額×0.66

（6）第1号被保険者（65歳以上）の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に算出されます。平成18年度～平成20年度の給付費の見込額を基に、苫前町第3期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料を算出すると、※基準額3,364円/月（現行3,450円/月）となります。

※本人・世帯の課税状況により異なります。

第 5 章

計画推進のための
基本的事項の整理

第5章 計画推進のための基本的事項を整理

1 重点課題に対する取り組み

介護（予防）サービスの基盤整備

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるように、在宅サービスに重点を置いた基盤整備を行っていきます。

また、介護保険の給付対象とならないよう、高齢者に対し介護予防事業の展開（地域支援事業）や、既存の社会資源を生かしながら、必要性に応じ、町独自に事業展開を行っていきます。

介護（予防）サービスの質的向上

（1）人材の育成研修の推進

介護（予防）サービスは質的な確保とともに、その質の向上が求められています。本町においては、人材の確保とともに、専門性を踏まえた資質の向上のために、研修や教育の充実に努めます。

（2）認知症介護の充実

認知症高齢者の介護については、専門的な知識と技術が必要です。本町においては、専門家や専門機関との連携をとりつつ、サービス提供者や、認知症高齢者を見守る家族に対する研修等の充実により、サービスの質的向上を図っていきます。

（3）施設における生活環境の向上

施設入所者においては、その状態に個人差があり、それぞれの状態に合った環境の整備が求められます。

本町においては、既存の施設を生かすと共に、必要な施設の整備を行うことによりサービス環境の質的向上を図っていきます。

（4）サービス評価の推進

以上のようなサービスの供給側の取り組み以外に、サービスの利用者側からの苦情や意見を積極的に取り入れ、より実態に即したサービス内容の充実を図っていきます。

介護予防・生活支援の推進

高齢者が健康で生き生きと生活するためには、行政等が行う保健福祉サービスの提供とともに生きがいのある生活が重要な要素となります。

また、介護予防の観点からも生きがい対策は閉じこもりの防止、社会的孤立感の解消等非常に大きな効果が期待されています。

本町においては、高齢者の生きがい対策として以下の支援策を推進します。

- 老人クラブ等の活動を支援します。
- 老人クラブ等の指導者育成に努めます。
- 老人クラブ等の活動拠点の確保を支援します。
- 高齢者ボランティア活動等を推進します。
- 高齢者に対する生涯学習を推進します。
- 高齢者の持つ技能・知識を活用する場の創設・提供に努めます。
- 多世代交流を推進するため、教育機関等との連携を図ります。
- 高齢者に対する技能習得機会の拡充に努めます。
- 地域内の各種団体と老人クラブ等との連携事業を推進します。
- 高齢者に対する生活環境・習慣の改善を目的とした教室の開催につとめます。
- 高齢者の見守りや安否確認に努めます。
- 高齢者の除雪に関する支援に努めます。
- 高齢者の移送に関する支援に努めます。

認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者に対する取り組みは、大きな課題としてその重要性は高まっています。認知症対応型共同生活介護は介護保険の給付対象となっており、既存のサービス及び施設整備を含めて今後検討していきます。

地域ケア体制

(1) 地域ケア体制の全体像

高齢者の安心した生活を地域全体が支えるという理念のもと、町が中心となり、関係機関と密接な連携を図りながら、一体となって地域ケア体制の構築を図っていきます。

(2) 日常生活圏の設定とサービス体制の整備

苫前地区及び古丹別地区の2大集落の日常圏域として設定し、苫前地区については施設サービスと在宅サービスの拠点施設、古丹別地区においては医療拠点施設を中心とし、各種サービス体制の整備に努めます。

また、両地区それぞれに高齢者向け住宅の整備を行い、快適な日常生活の確保に努めます。

(3) 市町村及び基幹型在宅介護支援センター（地域包括支援センター）の役割

ア 行政機関内部において、介護（予防）・保健・医療・福祉・その他の部門と連携を図ることは、保健福祉環境整備に向けた重要な課題であり、以下のとおり推進します。

○町民課、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター（地域包括支援センター）、病院、訪問看護ステーション等との連絡を定期的に行い、高齢者の保健福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者への適切な介護（予防）・保健・福祉・医療サービスの提供に努めます。

○高齢者サービス調整チーム等の強化を行い、情報を共有することにより効率的なサービスの提供に努めます。

イ 行政機関内部には、高齢者に関する施策を行う様々な部門があり、緊密な連携をとって高齢者行政を行うことが必要不可欠な課題となります。

このため、本町においては、行政機関内の連携を以下のとおり推進していきます。

○庁内における関連部局の連携により多様な高齢者サービスを効率的提供を促進します。

○高齢者の生きがい対策の一環として、生涯学習等を推進するため社会教育部門との連携を図ります。

○高齢者が暮らしやすい町づくりや利用しやすい行政サービス提供体制等の推進に向け、企画、財政部門との連携を図ります。

(4) 地域ケア関係機関の有機的な連携

高齢者保健福祉は地域に根ざしたものがその多くを占め、地域の関係機関、団体等の果たす役割は大きなものがあります。

このため、地域の関係団体との連携を強化するとともに、その活動への支援協力策を推進します。

ア 介護（予防）・保健・医療・福祉の専門機関、各種協議会との連携方針は以下のものとします。

- 各医療機関との連携をとり、医療系サービスの提供体制の充実に努めます。
- 社会福祉協議会との連携強化に努め、在宅福祉サービスの提供体制強化に努めます。
- 民生委員児童委員協議会との連携を取り、高齢者の情報収集に努め、速やかな福祉サービスの提供に努めます。
- 各社会福祉施設、老人保健福祉施設等との連携を強化し福祉サービス提供体制の強化に努めます。

イ 高齢者が地域内で健康に生活できるため、また、介護保険のサービス利用者の増加等に対応するため、民間活動主体の支援育成は重要な課題となっています。

このため、本町においては、以下のとおりボランティア等民間団体をはじめ関係事業者への支援・誘致を推進します。

- 民間ボランティア団体の活動を積極的に支援します。
- ボランティアセンターの機能を強化し、福祉サービス事業の支援を行います。
- ボランティア団体等の活動内容を広報に掲載する等、活動への支援を推進します。
- ボランティア団体等の活動施設の確保等を支援します。
- 相互扶助の視点から、高齢者によるボランティア団体等の活性化を推進します。
- 広域的な取り組みにより、民間事業者の誘致に努めます。
- 高齢者の実態・保健福祉ニーズを定期的に把握する方策を推進します。

高齢者の積極的な社会参加

高齢者の健康づくりの取り組みとして、各種サークル活動の奨励を行うとともに、地域でのスポーツ活動を推進します。

高齢者の社会活動の現状としては、高齢者事業団を核として、高齢者の人材・技能を生かした事業の推進に取り組んでいます。

2 計画（評価）の進行管理

この計画の進行を管理するために、高齢者の寝たきり・認知症等の実態や介護（予防）サービス利用状況、要介護度等情報のデータベース管理の中から、計画達成点検に必要な評価項目を設定し、現状の分析を行います。

さらに、達成状況の分析結果をもとに、地域ケア会議や庁内関係部局において、目標達成に向けた対策等必要な事項について意見交換及び協議を行うとともに、介護（予防）・保健・医療・福祉の各分野からの介護サービス、介護事業者の連携評価等について意見を集約し、計画達成に反映していきます。

3 必要なサービス種別ごとの目標量確保のための方策

（1）目標量確保のための方策

訪問介護

訪問介護においては、需要に応じたホームヘルパーの確保が必要となってきます。このため、本町においては、以下のような確保策を推進します。

- 多様な介護ニーズに対応するため、非常勤ヘルパーや男性ヘルパーの確保を支援し、また、研修等を通して介護技術向上に支援します。
- 広域的な連携により、民間事業者の誘致に努めます。

訪問看護

訪問看護の全町的な供給体制確保に向け、以下の方策を推進します。

- 民間事業者の誘致に努めます。
- 訪問看護ステーションの充実を図ります。
- 町内の医療機関との連携により、訪問看護サービスの確保に努めます。

通所介護

通所介護（デイサービス）の供給体制確保に向け、以下の方策を推進します。

- 既存サービス事業者等との連携により、供給量の確保に努めます。

通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーション（デイケア）の供給体制確保に向け、以下の方策を推進します。

- 広域連携や北海道、町内医療機関との連携により、民間事業者の誘致若しくは供給体制の確保に努めます。

短期入所

短期入所の供給体制確保に向け、以下の方策を推進します。

○既存施設の支援を行い、ショートステイベットの確保に努めます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の供給体制確保に向け、以下の方策を推進します。

○認知症高齢者等の実態を把握し、既存施設との連携により適切なサービス確保に努めます。

○ボランティア団体等の支援を推進します。

福祉用具貸与

福祉用具貸与の供給体制確保に向け、多様なニーズに対応できるよう広域連携により、事業者の誘致・確保に努めます。

居宅介護（予防）支援

居宅介護（予防）支援の体制確保に向け、保健師・介護支援専門員（ケアマネジャー）並びに主任ケアマネジャーの育成・確保に努めるとともに、北海道や社会福祉協議会・民間事業者等との連携により、介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成・拡大に努めます。また、介護支援専門員の情報の共有化、資質向上を目指し、留萌管内ケアマネジャー連絡協議会の活動支援を行います。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームの供給体制確保に向け、既存施設との連携により待機状態の解消に努めます。

老人保健施設

老人保健施設の供給体制確保については、現在、圏域の中で充足されており、町外既存施設の効率的な利用に努めます。

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の供給体制確保に向け、町外及び町内の既存施設との連携により、効率的な供給体制の確保に努めます。

地域支援事業等

高齢者が加齢等による身体機能の低下等の理由により、要支援・要介護になることを未然に防ぎ、在宅での生活に支障をきたさないように対策を講じる必要があります。

本町においては、関係機関等の協力を得て、高齢者が在宅で安心して生活できるよう、各関係機関等とのネットワーク化を図り、地域支援事業等を通じて以下の支援策を推進します。

- 虚弱高齢者（特定高齢者）の適切な把握に努めます。
- 虚弱高齢者（特定高齢者）に対する適切な予防サービスの提供に努めます。
- 虚弱高齢者（特定高齢者）に対し、実態にあったサービスの確保に努めます。
- 高齢者への介護（予防）に関する知識の普及に努めます。
- 家族介護が継続してできるよう介護技術の習得や支援に努めます。
- 介護ボランティア等の育成・支援に努めます。
- 家族介護者の交流や情報交換を行う場の創設・情報提供に努めます。
- 在宅で介護（予防）が必要な方への支援に努めます。
- 自立高齢者、虚弱高齢者（特定高齢者）、予防給付対象者に対し、一体的なサービスの提供体制を確立します。

（２）老人保健福祉に関する行政の役割

サービス基盤の整備（全体的なサービス）

本町における高齢者に必要なサービスを的確に把握し、サービス必要量に応じた基盤整備に努めます。このため、特に、苫前幸寿会、JA北海道厚生連苫前厚生病院等の老人保健福祉の中核となる法人については、財政的な状況を踏まえ、支援等を講じて施設サービス基盤の整備を図ります。

サービス市場の環境整備、全体調整

在宅介護支援センター（地域包括支援センター）は、利用者とサービス事業者を結ぶ総合窓口機能を提供する機関とし、サービス情報、苦情相談等の支援と全体的な調整を行っていきます。また、高齢者の豊かで安心できる生活を支えるため、庁内関係部局ネットワークによる高齢者施策の体系化に努めます。

4 その他

サービス事業者間の連携

各サービス事業者の連携のもと地域包括支援センターが中心となり高齢者サービス調整チームを強化するとともに、情報の共有化により問題点の把握、提供可能なサービスの選択等に努め、円滑なサービス提供に努めることとします。

地域支援事業並びに介護（予防）給付等対象サービスの適切な利用促進

在宅介護支援センター（地域包括支援センター）において、介護給付対象サービス並びに介護予防サービスを含めた情報の提供を行うとともに、相談及び援助を行い申請手続き等も含め介護に関わる窓口の一元化を図り、利用しやすい体制づくりに努めます。

また、よりいっそうの介護保険制度の周知を図るため町広報等を活用しながら適切なサービスへの利用促進に努めます。

第 6 章

参 考 资 料 等

第3期苫前町介護保険事業計画・苫前町老人保健福祉計画策定委員

平成17年4月1日現在

選出区分	役 職 名	氏 名
医 療	苫前厚生病院長	田 村 佳 久
	苫前歯科診療所長	伊 藤 修
	羽幌地域訪問看護ステーション所長	浮 田 香代子
保 健	苫前町食生活改善推進協議会長	大矢根 マサ子
	苫前町健康づくり推進協議会長	林 千代美
福 祉	特別養護老人ホーム苫前幸寿園園長	鎌 田 孝 士
	苫前町社会福祉協議会長	濱 本 哲 也
	苫前町民生委員協議会長	関 武
被保険者代表	苫前町連合町内会長	堀 治
	苫前町老人クラブ連合会長	丹 羽 正 巳
	苫前町商工会長	菊 地 暢
	JAとままえ女性部長	大矢根 勝代
公 益	苫前町議会議長	星 野 恭 司
	苫前町議会産業厚生常任委員長	林 秀 行
行政機関	町長	森 利 男
	助役	斉 藤 栄 一
	総務財政課長	岡 田 貴 行
事 務 局	町民課長	渡 辺 正
	町民課主幹	加 藤 七穂子
	町民課しあわせ係長	横 野 宏 和
	町民課保健師	新 田 千佳子
	町民課しあわせ係主事	浜 野 広 和
	町民課しあわせ係主事	助 石 静 治